

令和4年度

# 芦屋市産後ケア事業のご案内

芦屋市では、市内にお住いの出産退院後のお母さんと生後4か月以内の赤ちゃんを対象に、市内5か所の施設で、宿泊や通所による心身のケアや健康管理を行う「産後ケア」を実施しています。

家族等から十分な家事や育児のサポートを受けることが難しく「育児を手助けしてくれる人がいない」、「これからの育児が心配」などの不安はありませんか？

ご自宅での生活に向けて、助産師等がお手伝いします。

## ◇対象となる方◇

芦屋市に住民票があるお母さんと生後4か月以内の赤ちゃんで、出産退院後に家族等から十分な家事や育児のサポートを受けることが難しく、母子ともに医療の必要がない方で、次のいずれかに当てはまる方

- ① 産後の身体の回復に不安がある方
- ② 育児に不安がある方
- ③ 休養や栄養など生活面で相談を必要とする方
- ④ その他特に支援が必要と認められる方

利用施設	ひとことアピール
<b>市立芦屋病院</b> 芦屋市朝日ヶ丘町 39 番 1 号 ☎31-2156 	栄養士や理学療法士などが加わった、多職種チームでサポートします。
<b>芦屋・小野レディースクリニック</b> 芦屋市清水町 2 番 8 号 ☎21-3700 	産科医師と熟練助産師が 24 時間体制でおひとりおひとりのニーズに合わせてご支援いたします。
<b>渡辺産婦人科小児科</b> 芦屋市船戸町 6 番 21 号 ☎22-5027 	日本助産評価機構から実践能力を認証されたアドバンス助産師を中心に、産婦人科医師、小児科医師がチームとなって産後をサポートしています。
<b>産屋助産所</b> 芦屋市西山町 12 番 7 号 ☎61-5018 ☎090-9543-2748 	優しい時を過ごし、楽しい育児となるようサポートいたします。
<b>住岡母乳と育児相談所〈ANNEX〉</b> 芦屋市三条町 10 番 6 号 ☎090-1718-7404 	一日一棟一組さま完全貸し切り。助産師独占で産後の心と体をいやしませんか。

◇申請・お問い合わせ先◇ 芦屋市保健センター 芦屋市呉川町 14 番 9 号

(芦屋市保健福祉センター3階)

☎0797-31-1586 FAX0797-31-1018

(平日午前9時～午後5時30分受付)

## ◇自己負担額（1日あたり）◇

世帯種別等	宿泊型	通所型
生活保護世帯	1,500 円	1,000 円
市民税非課税世帯	3,000 円	2,500 円
一般世帯	7,000 円	6,500 円
夫と妻の合算所得が 730 万円以上※	11,000 円	10,500 円
多胎のとき乳児一人につき	1,500 円	500 円

（例）一般世帯が、一泊二日で宿泊型をご利用されると自己負担額は 14,000 円

※夫と妻の合算所得の計算方法については、市ホームページをご確認ください。



◇時 間◇ 宿泊型：午前 10 時～最終日の午後 3 時  
通所型：午前 10 時～当日の午後 4 時

◇利用可能回数◇ 宿泊型、通所型あわせて 7 日以内  
（入所日、退所日はそれぞれ 1 日と算定します。）

## ◇申請から利用後までの流れ◇

- ① 事前に保健センターに来所または電話で、ご相談ください。
- ② 保健師がご家庭を訪問します。ご相談のうえ、「芦屋市産後ケア事業利用申請書」を提出してください。
- ③ 利用可否について審査を行い利用決定後「芦屋市産後ケア事業利用承認決定通知書」を送付します。
- ④ 施設で産後ケア事業を利用します。
- ⑤ 産後ケア事業利用終了後に、保健師がご家庭に訪問しますので、ご様子をお聞かせください。
- ⑥ 料金は「芦屋市産後ケア事業利用承認決定通知書」に記載されている自己負担額の納付書を受け取られた後、原則 2 週間以内にご納付ください。

## ◇ご利用になる際の注意事項◇

- ・ 産後ケア事業はご自宅での育児に向けて、助産師や看護師等の専門職から指導やアドバイス・相談を実施するサービスです。そのため基本は母子同室となり、お子さんのお預かりは原則実施していません。
- ・ 利用される医療機関・助産所での物品等の購入や、利用のための交通費等は別途自費負担となります。
- ・ 利用日の前々日の午後 5 時以降に利用変更・中止された場合、キャンセル料が発生します。
- ・ 医療行為は実施しませんが、緊急時に備えて母子の医療保険証と乳児医療証をお持ちください。

## ◇申請・お問い合わせ先◇

芦屋市保健センター 芦屋市呉川町 14-9（芦屋市保健福祉センター 3 階）

TEL0797-31-1586 FAX0797-31-1018

（平日午前 9 時～午後 5 時 30 分受付）

